

## 横浜地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

(基準年度 : 平成24年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	87,000	97,000	96,000	113,000	134,000	143,000
共同住宅	88,000	97,000	96,000	113,000	134,000	143,000
旅館・料亭・ホテル	81,000	66,000	91,000	132,000	133,000	147,000
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	72,000	106,000	61,000	110,000	127,000	137,000
劇場・病院	75,000	66,000	91,000	132,000	133,000	147,000
公衆浴場	86,000	/	/	/	/	/
工場・倉庫・市場	37,000	57,000	38,000	74,000	77,000	79,000
土蔵	83,000	/	/	/	/	/
附属家	45,000	69,000	46,000	90,000	94,000	96,000

※1 本基準により難い場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

※2 種類については、別添「建物の種類別認定基準対応表」(以下「対応表」という。)によって分類するが、対応表の分類にない「建物の種類について

ア 種類欄中「工場・倉庫・市場」には、作業所・冷凍庫・駐車場・倉庫・物置(ウで分類するものを除く。)を含む。

イ 種類欄中「店舗・事務所・百貨店・銀行」には、社務所・ゴルフ場のクラブハウス・教習場・斎場・庫裏・託児所・サービスセンター・老人ホームを含む。

ウ 種類欄中「附属家」には、一棟内に所在する車庫・駐車場・駐輪場・ゴミ置き場・電気室・ポンプ室・機械室・倉庫・物置を含む。

\*本表は横浜地方法務局管内の補正率表です。

## 経年減価補正率表

### 1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.26
21	0.25
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

### 2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.9558
2	0.9282
3	0.9007
4	0.8772
5	0.8537
6	0.8302
7	0.8067
8	0.7832
9	0.7597
10	0.7362
11	0.7127
12	0.6892
13	0.6657
14	0.6422
15	0.6187
16	0.5952
17	0.5717
18	0.5483
19	0.5247
20	0.5013
21	0.4778
22	0.4542
23	0.4348
24	0.4153
25	0.3959
26	0.3764
27	0.3570
28	0.3375
29	0.3212
30	0.3050
31	0.2916
32	0.2783
33	0.2650
34	0.2517
35	0.2384
36	0.2327
37	0.2270
38	0.2213
39	0.2156
40	0.2099
41	0.2079
42	0.2059
43	0.2040
44	0.2020
45以上	0.2000

※本表は、平成23年11月28日付け総務省告示第493号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。